

戸塚区連合町内会自治会連絡会7月定例会 議 題 説 明 書

共同募金会横浜市戸塚区支会

議題名：「共同募金とつかだより」の全戸配布について(依頼)

【内容】

令和5年度共同募金運動の実施(10月1日～12月31日)にあたり、区民の皆様へ募金運動へ協力等の周知を図る為、自治会町内会を通じて「共同募金2023とつかだより」の全戸配布をお願いいたします。

1. 送付時期：令和5年8月下旬(「広報よこはま戸塚区版」9月号と同時期)
2. 送付方法：配送業者から、各自治会町内会の広報配布責任者宛てに直接送付します。
3. 依頼文：「共同募金2023とつかだより」の全戸配布のお願い(依頼)
4. 「共同募金2023とつかだより」の概要
(1)体裁：A4版両面印刷1枚
(2)内容：令和5年度共同募金実績及び配分実績・令和5年度共同募金運動への協力依頼
※昨年度配布物「共同募金2022とつかだより」を参考に添付します。
5. 年度末に連合町内会ごとに(広報配布世帯数×2円)をお振込みいたします。

【例年あげている議題か？】

例年ご依頼させていただいております。
昨年も7月区連会にてご依頼しました。

【会議に参加している地区連長が、各地区の単会会長に何を伝えればいいのか？】
【各単会の会長に何を依頼したいのか？】(具体的に記入してください。)

「広報よこはま戸塚区版」9月号と合わせて配布をお願いいたします。

【その他、注意することなど】

共同募金運動の協力依頼と資材については、9月下旬に各町内会自治会会長様宛てにお送りいたします。詳しくは9月定例会にてご説明いたします。

問合せ先

担当部署 共同募金会横浜市戸塚区支会

担当者名 山口、千葉

TEL 045-866-8434 FAX 045-866-8434

各地区連合町内会自治会会長

神奈川県共同募金会横浜市戸塚区支会
支会長 齋藤 純一

「共同募金2023とつかだより」の全戸配布のお願い（依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から地域福祉の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も10月1日から共同募金運動が始まります。

つきましては、令和5年度の共同募金運動の実施にあたり、広く区民の皆様に募金活動への協力等の周知を図るため、自治会町内会を通じて「共同募金2023とつかだより」の全戸配布をお願いいたします。

1 「共同募金 2023 とつかだより」の概要

(1)体裁 : A4 版両面印刷 1 枚

(2)内容 : 令和4年度共同募金実績及び配分実績
令和5年度共同募金運動への協力依頼

※ 昨年度（令和4年度）配布物「共同募金 2022 とつかだより（写）」を参考に添付
します。

2 送付時期

令和5年8月下旬（「広報よこはま戸塚区版」9月号と同時期）

3 送付方法

配送業者から、各自治会町内会の広報配布責任者宛てに直接送付します。

4 配布手数料

年度末に連合町内会ごとに 広報配布世帯数×2円 をお振込みいたします。

振込予定日：3月下旬

振込先口座：各連合町内会の指定口座

事務局：共同募金会横浜市戸塚区支会
担当：山口、千葉（戸塚区社会福祉協議会）
TEL：045-866-8434 / FAX：045-862-5890



共同募金2022《10月1日～12月31日》地域版

神奈川県共同募金会
横浜市戸塚区支会
〒244-0003
横浜市戸塚区戸塚町167-25
横浜市戸塚区社会福祉協議会内
電話：045-866-8434
FAX：045-862-5890

とつかだより

あたたかいご支援ありがとうございました。

皆さまからの寄付金は下記のとおり配分され、地域福祉活動に役立てられました。

昨年、皆さまからお寄せいただいた寄付金です。

21,734,600円

寄付金は赤い羽根募金と年末たすけあい募金を合計した金額です。

赤い羽根募金…18,269,170円 + 年末たすけあい募金…3,465,430円



赤い羽根募金のつかいみち
配分総額 **18,269,170円**

年末たすけあい募金のつかいみち
配分総額 **3,465,430円**

戸塚区内の社会福祉施設・団体 3,880,000円

- 施設整備費5施設（障害者グループホーム等）
2,580,000円
- 在宅福祉援助費8団体（家事介護・配食・送迎団体）
1,300,000円

神奈川県内の福祉施設・団体 6,475,238円

（福祉車両整備、建物の補修工事等）

戸塚区社会福祉協議会の事業費 7,913,932円

- 地区社会福祉協議会への支援 2,399,000円
- 地域福祉活動団体活動助成
「戸塚区社協ふれあい助成金」 2,242,800円
- 区社協広報紙「社協とつか」の発行(年3回)等 678,040円
- 障害児・者関係事業 100,675円
- 地域福祉団体助成 550,000円
- その他(連絡会活動費、小災害見舞金等) 1,943,417円

戸塚区社会福祉協議会の事業費 3,465,430円

区内の地域福祉活動のために次のとおり活用されます。

- ◎地区社会福祉協議会への支援 1,386,890円
- ◎戸塚区社協フレンズ助成金 400,000円
- ◎地域福祉推進事業費等 1,678,540円



【ちえのわ寺子屋】～学習支援の様子～

ちえのわ寺子屋

共同募金にご協力いただきありがとうございます。小雀町の「ちえのわ寺子屋」では、主に小・中学生の放課後の学習支援を行っています。この2年余は、新型コロナウイルス感染拡大のために、お子さんの通塾を自粛されるご家庭が急増し、利用料の収入が激減しました。しかし、共同募金を財源とする戸塚区社協ふれあい助成金をボランティアの謝礼や家賃等に充てることでなんとか運営することができました。これからも子どもたちの笑顔に励まされながら、コロナ禍での活動のあり方を模索し続けていきます。



共同募金PR大使
野毛山動物園の
オグロワラビー「オハナ」

寄付金が配分されるまで



民間福祉団体からの配分申請を受け付けます。

4月中旬～6月末



募金期間中、各方面へ使途計画を公表して、寄付金を募集します。

10月1日～12月末



配分委員会で配分申請事業の内容を審査し、委員18名が分担して施設の実地調査も行います。

11月～翌年2月末



地域の代表・各界の代表で構成されている理事会・評議員会で配分を決定します。

翌年3月中旬



配分決定を受けた福祉団体による、さまざまな福祉活動が展開されます。

翌年4月～

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。
今年も皆さまのご協力をお願いいたします。

令和4年度共同募金運動の全国共通テーマは「つながりをたやさない社会づくり」です。

新型コロナウイルスによるパンデミックが長期化する中、人と人とが接する機会を制限されたことで、生活に困窮される方や居場所を失い孤立している方、生活や教育環境の変化を余儀なくされる子どもたち……多くの方々への支援が新たに求められています。

さらに、近年、国内では毎年記録的な大雨等により大規模災害が発生し、多くの方々が避難生活を余儀なくされるなど、誰もが住み慣れた町で安心して暮らしていきたいという当たり前の願いが、一層深まっています。

ことしの共同募金運動は、一昨年から「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、緊急的な対応が求められているパンデミック下での支援事業や災害支援事業とともに、引き続き、神奈川県内の地域福祉活動を推進してまいります。

Q 共同募金ってなに？

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

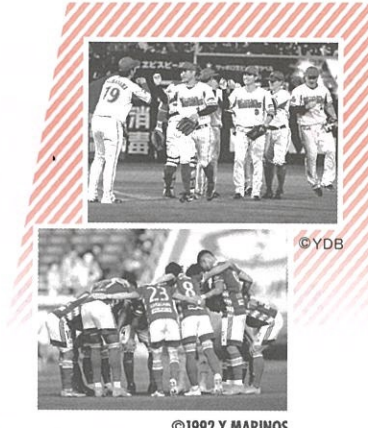
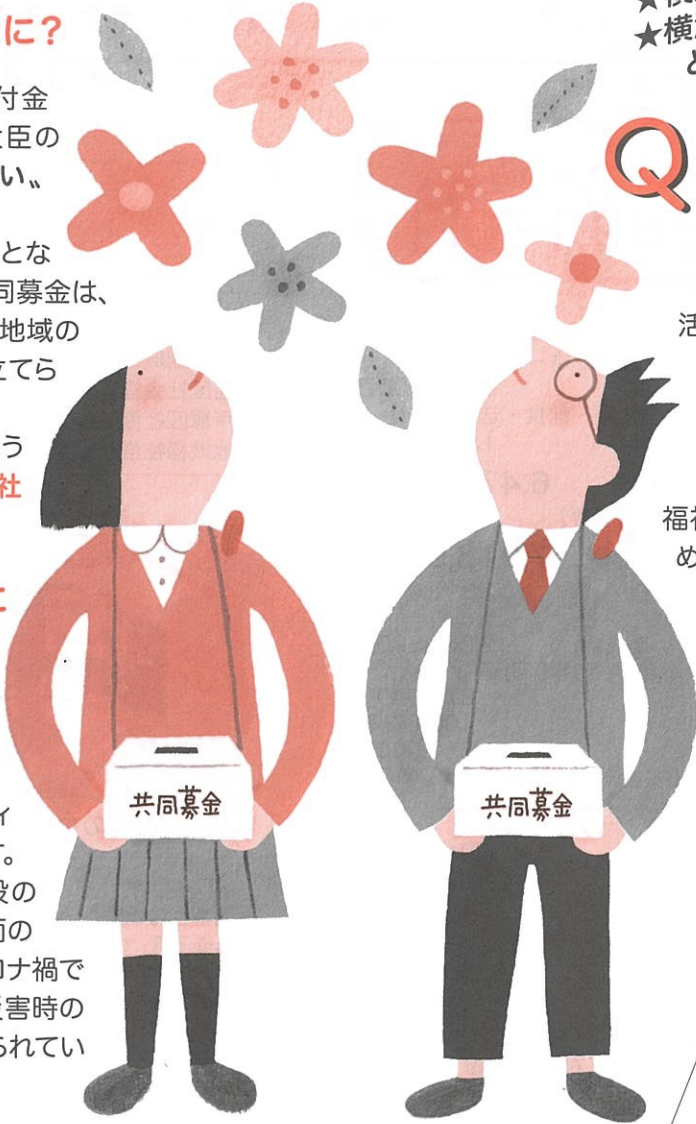
昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では、皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、募金の使いみちなどが「**社会福祉法**」で定められています。

Q 共同募金って何に使われるの？

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、コロナ禍での緊急支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。

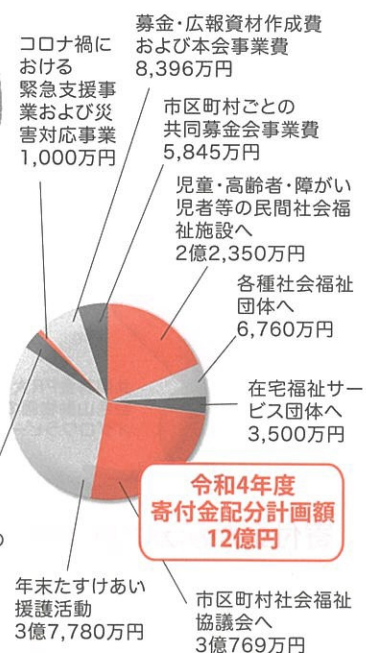


★横浜DeNAベイスターズ
★横浜F・マリノス
ともに赤い羽根共同募金を
応援しています！

Q 募金なのに、どうして目標額があるの？

地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「**社会福祉法**」で定められています。

募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。



令和4年度
寄付金配分計画
12億円

税制の特典があります！

- ◎個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- ◎法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)
- 共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanetto>
- 社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報を適正に取り扱います。●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階 電話 045-312-6339

「令和4年度の目標額は
12億円」

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします！
【募集期間】10月1日～3月31日(※)

※新型コロナウイルス感染症の社会的な影響を踏まえて、例年の募金期間である10月1日から12月31日までの3カ月間に加えて、翌年3月末までの6カ月間を募金期間として実施いたします。

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金

